

令和7年第1回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年1月24日)

奥州市農業委員会

令和 7 年第 1 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 24 日(金) 午前 9 時 30 分

奥州市役所前沢総合支所 401 大会議室

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 7 号 地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定について

出席委員（21名）、欠席委員（3名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸 (欠席)
19 高橋 義典	20 小澤 靖 (欠席)	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農地係	係長 佐藤 茂樹
	上席主任 村上 真紀
	主事 佐々木 翔琉
農業振興係	係長 菅野 伸
	主事 千田 裕海絵

議長 ただいまより、令和7年第1回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、7番、福田貴徳委員、18番、三浦正幸委員、20番、小澤靖委員です。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、13番、植松郁男委員、14番、千葉孝治委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年12月17日から令和7年1月16日までの主な内容をご報告申し上げます。12月25日、第12回総会を開催し、農地案件11件について、審議、決定いたしました。同日、農政専門委員会を開催し、農業施策に関する意見要望について審議いたしました。同日、農業振興専門委員会を開催し、当面の活動について審議いたしました。令和7年1月7日、広報専門委員会を開催し、広報第38号について協議いたしました。1月10日、令和6年度市政功労者表彰授与式が行われ、阿部恒久前会長が地方自治功労者として受章されております。1月15日、運営委員会を開催し、令和7年第

1 回総会に係る付議議案について協議いたしました。以上でございます。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議事に入ります。
報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 今月の報告件数は 39 件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会への
あっせん希望はありません。市外の方への相続となるのが、番号 1、番号 5、番号
9、番号 12、番号 14、番号 15、番号 16、番号 22、番号 26、番号 27 から番号 30
までの 13 件です。以上、ご報告します。

議 長 報告第 1 号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が
ありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 1 号を終結いたします。

議 長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題
といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木主事。

主 事 今月の報告件数は 16 件です。解約の理由は、貸し換えによる解約 6 件、耕作不
便による解約 4 件、労力不足による解約 3 件等となっております。また、関連議
案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、
ご報告します。

議 長 報告第 2 号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問が
ありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が4件の計10件です。番号1は、借受地取得のため金額3,116円で売買するものです。番号2は、高齢化のため金額5万円で売買するものです。番号3は、新規就農の農地所有適格法人が総額80万円で売買するものです。里芋、マコモダケ、アピオス、ナスを作付け予定で、農機具は当該農地の近くに農業用倉庫を確保しており、草刈り機、軽トラック、灌水ポンプ、耕運機を所有しているほか、トラクター、里芋の収穫用の掘り取り機と分離機を導入予定です。番号7は、新規就農のため総額2万円で売買するものです。管理機、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号8は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額1万7,090円です。番号10は、労力不足のため総額30万円で売買するものです。以上、10件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくをお願いします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 22番、家子です。よろしくお願いします。3番ですが、こちら4人で新規就農するということでした。とても良いことだなと思いましたが、年齢はどうなんでしょうか。新しく法人を立ち上げてということで期待をしておりますが、どうでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい。家子委員の質問にお答えします。こちらの構成員の年齢については、上から76歳、この方が代表になります。続いて41歳、40歳。そして、主たる労働力となる方は、25歳となっております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 いいですね。期待しております。ありがとうございます。

- 議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。
- 議 長 議案第2号、相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査についてを議題といたします。
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)
- 議 長 佐々木主事。
- 主 事 今月の申請は1件です。納税猶予の適用を受けている期間中は、相続税の申告期限から3年目ごとに、税務署に「継続届出書」を提出する必要があります。届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、令和7年1月24日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。1件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、証明願のとおり決定されました。
- 議 長 議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が 100 件、所有権の移転が 18 件、計 118 件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 3 号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 16 番、紺野弘行委員が番号 31 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 31 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 31 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、番号 31 を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号 31 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、16 番委員の退席をお願いします。

(午前 9 時 50 分 退席)

議長 番号 31 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 31 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号31については、原案のとおり決定されました。

16番委員の退席を解除します。

(午前9時51分 着席)

議長 議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は、新規の賃借権又は使用貸借の権利の設定39件、貸付人から農地中間管理機構への賃借権の設定等期間終了に伴う再設定が30件、計69件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定等を受けると同時に、借受人へ同じ賃借権の設定等を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第4号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号19番、高橋義典委員が番号11に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号11を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号11を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、番号11を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号11に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、19番委員の退

席をお願いします。

(午前9時55分 退席)

議長 番号11の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号11については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号の番号11については、原案のとおり決定されました。

19番委員の退席を解除します。

(午前9時56分 着席)

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は6件です。番号1は、売買により貸駐車場を整備するものです。隣接する駐車場を管理する事業者に貸すことで同意を得ております。非農地を含む総事業実測面積は328㎡です。番号2、番号3は関連案件です。番号2は売買により、番号3は贈与により宅地分譲11区画を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は2,909.53㎡です。番号4、番号5は、売買により自己住宅を整備するものです。番号6は、売買により自家用駐車場、庭等を拡張整備するものです。非農地を含む総事業面積は111.3㎡です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から番号4を、1月9日に岩渕壽子委員、菅原庄郎推進委員、番号5を1月8日に菊地隆文委員、後藤健一推進委員、番号6を1月8日に小澤靖委員、高橋吉男推進委員と、全日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は、荒れておりましたが、今回の計画に伴い一度草刈りをしたように見受けられました。転用の確実性が問題のない転

用計画と判断されるため、許可後、事業実施により、解消されるものと確認いたしました。番号2、番号3は、果樹が植えられていた形跡は見られましたが、営農の状況は確認できず、草刈り等の維持管理がされているものと確認いたしました。番号4は、草刈り等の維持管理が適正にされていることを確認いたしました。番号5は、草刈り等の維持管理を確認しました。番号6も草刈り等の維持管理を確認しました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい、家子です。5番ですが、売買で自己住宅を整備するとなってます。こちら、自己住宅というよりアパートか何かなのかなと。ご自分で住んでいただけるならば、それに越したことはないんですが、確認です。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 はい。ただいまの家子委員のご質問にお答えいたします。5番ですけれども、現在、県外に居住していますが、ご家族が市内の出身ということもありまして、こちらに家を建て、今後住所を動かされる予定ということで伺っております。以上です。

(「議長」の声あり)

議 長 22番、家子洋子委員。

22番委員 人口が増えていいと思います。ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、平成5年頃に住宅、庭を整備して以来、宅地として利用しています。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1を、1月9日に岩渕壽子委員、菅原庄郎推進委員、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は、住宅及び庭としても利用されており、農地への復旧は困難なものと確認いたしました。現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、かつ20年以上が経過しており、農地に復旧は困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、地域農業経営基盤強化促進計画に係る地図の素案の決定についてを議題とします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 農業経営基盤強化促進法第20条第1項に基づき、奥州市長から、同法第19条第3項に掲げる、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地図の素案作成の依頼があり、別冊のとおり調製したので決定を求めるものです。用語についてですが、地域農業経営基盤強化促進計画は通称「地域計画」、農業を担う者ごとに

利用する農用地等を定めた地図は通称「目標地図」のことをそれぞれ指しており、以後の説明は通称を使用します。農業経営基盤強化促進法において、この目標地図の素案は農業委員会が市町村等からの求めに応じて作成することとされており、本日は、目標地図の素案についての審議いただくものとなります。なお、今後のスケジュールについて簡単に触れますが、この目標地図の素案が決定したのは、提出期限とされている今月末までに市長宛に提出します。農林部人・農地プラン推進室において、当該素案に基づき目標地図を含む地域計画案を作成し、関係機関等に意見聴取を行うこととしており、本委員会では、2月総会において審議する予定です。意見聴取終了後、公告縦覧を経て、法定期限の3月末をもって、ようやく完成するものとなります。説明は以上です。よろしくご審議願います。

議 長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

閉 会 午前10時8分